

事 務 連 絡  
令和元年10月15日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発1015第1号  
令和元年10月15日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和元年10月16日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の定義について」（平成30年3月5日保医発0305第13号）  
の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の定義について」  
(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの139(3)②ウを次のように改める。
  - ウ 次のいずれかの加工等が施されており、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。
    - i テクスチャード加工（表面の微細孔加工）
    - ii スーチャタブ

(別添参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～138 (略)</p> <p>139 組織拡張器</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 乳房用</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>次のいずれかの加工等が施されており、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</u></p> <p><u>i テクスチャード加工(表面の微細孔加工)</u></p> <p><u>ii スーチャタブ</u></p> <p>140、141、142～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～138 (略)</p> <p>139 組織拡張器</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① (略)</p> <p>② 乳房用</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>表面にテクスチャード加工(表面の微細孔加工)が施されており、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。</u></p> <p>140、141、142～204 (略)</p> <p>III～VIII (略)</p>